

NISA（少額投資非課税制度）の一部改正のお知らせ

平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」について、NISAに関する改正内容をお知らせします。

なお、改正後の制度は平成27年1月1日以降のお手続分から適用となり、平成26年12月末までは適用されませんのでご注意ください。

改正内容の概要

	改正前	改正後
同一の勘定設定期間内における金融機関の変更	同一の勘定設定期間内は変更できません。	一定の手続の下、同一の勘定設定期間内であっても非課税投資枠を設定する金融機関の変更が可能となります。ただし、変更しようとする年分の非課税投資枠で投資信託等を既に購入していた場合、その年分については金融機関の変更はできません。
同一の勘定設定期間内におけるNISA口座廃止後の再開設	再開設はできません。	一定の手続の下、NISA口座の再開設が可能となります。ただし、廃止した年分の非課税投資枠で投資信託等を既に購入していた場合、その年分についてはNISA口座の再開設はできません。

勘定設定期間とは、以下の3つの期間をいいます。

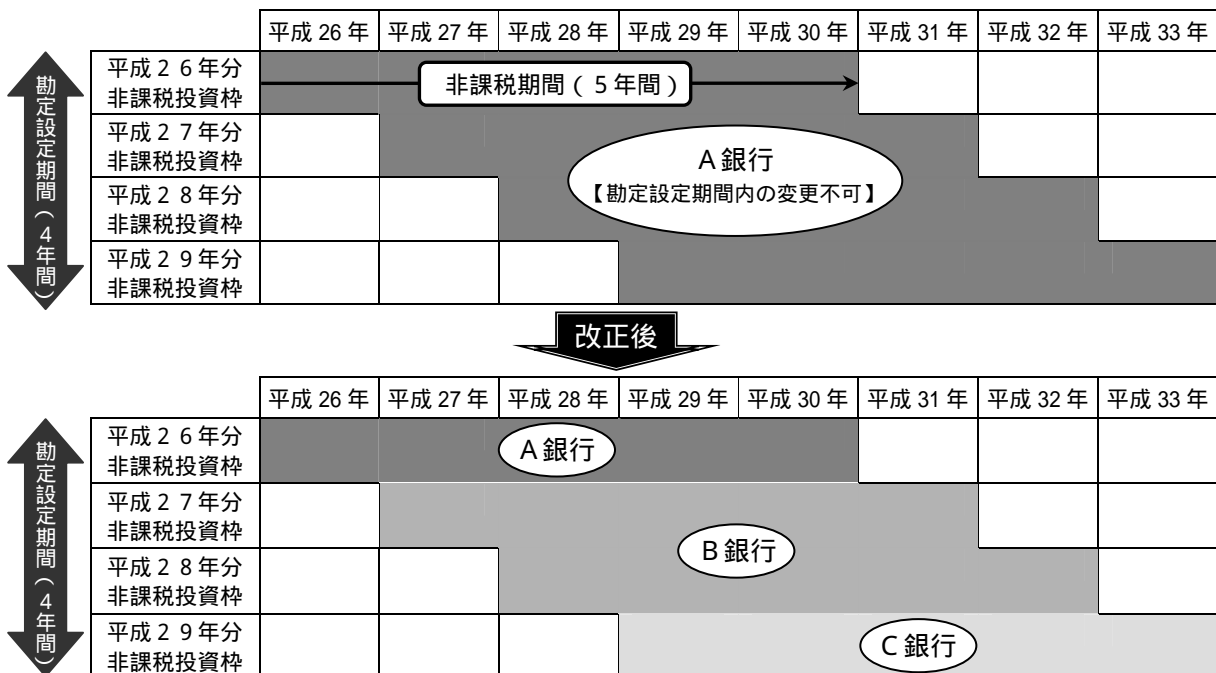
平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間（4年間）

平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間（4年間）

平成34年1月1日から平成35年12月31日までの期間（2年間）

非課税投資枠とは、非課税口座内における各年の非課税管理勘定のことです。

【 同一の勘定設定期間において金融機関の変更が可能となる概略図 】



以上

このお知らせは、作成時点における法令等にもとづき作成しており、今後の改正等により取扱が変更となる可能性があります。ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。